



目 次

告 示	ページ
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療機関の指定（福祉指導課）	1
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の事業の廃止の届出（ 〃 ）	1
○大規模小売店舗に関する変更の届出（8件）（経営支援課）	1
○保安林の指定予定の通知（5件）（治山林道課）	3
○道路の区域変更（3件）（道路課）	4
○道路の供用開始（2件）（ 〃 ）	5
公 告	
○土地改良区の役員の就退任（農業基盤課）	5
○開発行為に関する工事の完了（都市計画課）	5
高知県公営企業局管理規程	
◎高知県公営企業局職員の給与の支給等に関する規程の一部を改正する規程の一部を改正する規程	5
入札公告	
○一般競争入札（多目的デジタルX線TVシステムの購入）の公告（公営企業局 県立病院課）	5
落札公告	
○落札者等の公告（情報政策課）	6
----- 告 示 -----	
高知県告示第905号	
医療機関について、次のとおり生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第49条の指定をした。 令和2年11月27日	

高知県知事 濱田 省司
 医療機関の名称 医 療 機 関 の 所 在 地 指定年月日
 よつば薬局 安芸市東浜159-1 令2・10・1
高知県告示第906号
 生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第50条の2の規定により、指定医療機関の事業の廃止について次のとおり届出があった。
 令和2年11月27日

高知県知事 濱田 省司
 医療機関の名称 医 療 機 関 の 所 在 地 廃止年月日
 よつば薬局 安芸市土居1977-5 令2・10・1
高知県告示第907号
 大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり告示する。
 なお、法第8条第2項の規定により、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を述べようとする者は、4に掲げる事項を記載した書面をこの告示の日から4月以内に高知県商工労働部経営支援課に提出することができる。
 令和2年11月27日

- 高知県知事 濱田 省司
- 届出の概要
 - 届出者の名称
株式会社よどや 代表取締役 佐藤 文則
 - 届出者の住所
高知市高須一丁目5番30号
 - 大規模小売店舗の名称及び所在地
よどやドラッグ高知南金田店
高知市南金田39番ほか
 - 変更した事項
大規模小売店舗の名称
（変更前）よどやドラッグ南金田店
（変更後）よどやドラッグ高知南金田店
 - 変更年月日
令和2年10月1日
 - 変更理由
大規模小売店舗の名称を変更するため
 - 届出年月日
令和2年9月30日
 - 届出書及び添付書類の縦覧場所

- 高知県商工労働部経営支援課
- 意見書に記載すべき事項
 - 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革
 - 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地
 - 意見の内容

高知県告示第908号
 大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり告示する。
 なお、法第8条第2項の規定により、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を述べようとする者は、4に掲げる事項を記載した書面をこの告示の日から4月以内に高知県商工労働部経営支援課に提出することができる。
 令和2年11月27日
 高知県知事 濱田 省司

- 届出の概要
 - 届出者の名称
株式会社よどや 代表取締役 佐藤 文則
 - 届出者の住所
高知市高須一丁目5番30号
 - 大規模小売店舗の名称及び所在地
よどやドラッグ高知福井店
高知市福井町字カマフタ738番ほか
 - 変更した事項
大規模小売店舗の名称
（変更前）よどやドラッグ福井店
（変更後）よどやドラッグ高知福井店
 - 変更年月日
令和2年10月1日
 - 変更理由
大規模小売店舗の名称を変更するため
- 届出年月日
令和2年9月30日
- 届出書及び添付書類の縦覧場所
高知県商工労働部経営支援課
- 意見書に記載すべき事項
 - 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革
 - 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地
 - 意見の内容

高知県告示第909号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり告示する。

なお、法第8条第2項の規定により、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を述べようとする者は、4に掲げる事項を記載した書面をこの告示の日から4月以内に高知県商工労働部経営支援課に提出することができる。

令和2年11月27日

高知県知事 濱田 省司

1 届出の概要

- 届出者の名称
株式会社よどや 代表取締役 佐藤 文則
- 届出者の住所
高知市高須一丁目5番30号
- 大規模小売店舗の名称及び所在地
よどやドラッグ高知高須店
高知市高須一丁目987-1 ほか
- 変更した事項
大規模小売店舗の名称
(変更前) よどやドラッグ高須店
(変更後) よどやドラッグ高知高須店
- 変更年月日
令和2年10月1日
- 変更理由
大規模小売店舗の名称を変更するため

2 届出年月日

令和2年9月30日

3 届出書及び添付書類の縦覧場所

高知県商工労働部経営支援課

4 意見書に記載すべき事項

- 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革
- 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地
- 意見の内容

高知県告示第910号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり告示する。

なお、法第8条第2項の規定により、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配

慮すべき事項について意見を述べようとする者は、4に掲げる事項を記載した書面をこの告示の日から4月以内に高知県商工労働部経営支援課に提出することができる。

令和2年11月27日

高知県知事 濱田 省司

1 届出の概要

- 届出者の名称
株式会社よどや 代表取締役 佐藤 文則
- 届出者の住所
高知市高須一丁目5番30号
- 大規模小売店舗の名称及び所在地
よどやドラッグ高知一宮店
高知市一宮中町三丁目1757番1 ほか
- 変更した事項
大規模小売店舗の名称
(変更前) よどやドラッグ一宮店
(変更後) よどやドラッグ高知一宮店
- 変更年月日
令和2年10月1日
- 変更理由
大規模小売店舗の名称を変更するため

2 届出年月日

令和2年9月30日

3 届出書及び添付書類の縦覧場所

高知県商工労働部経営支援課

4 意見書に記載すべき事項

- 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革
- 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地
- 意見の内容

高知県告示第911号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり告示する。

なお、法第8条第2項の規定により、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を述べようとする者は、4に掲げる事項を記載した書面をこの告示の日から4月以内に高知県商工労働部経営支援課に提出することができる。

令和2年11月27日

高知県知事 濱田 省司

1 届出の概要

- 届出者の名称

株式会社よどや 代表取締役 佐藤 文則

(2) 届出者の住所

高知市高須一丁目5番30号

(3) 大規模小売店舗の名称及び所在地

よどやドラッグ須崎大間東店

須崎市大間東町4-37

(4) 変更した事項

大規模小売店舗の名称

(変更前) よどやドラッグ須崎店

(変更後) よどやドラッグ須崎大間東店

(5) 変更年月日

令和2年10月1日

(6) 変更理由

大規模小売店舗の名称を変更するため

2 届出年月日

令和2年9月30日

3 届出書及び添付書類の縦覧場所

高知県商工労働部経営支援課

須崎市役所

4 意見書に記載すべき事項

- 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革
- 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地
- 意見の内容

高知県告示第912号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり告示する。

なお、法第8条第2項の規定により、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を述べようとする者は、4に掲げる事項を記載した書面をこの告示の日から4月以内に高知県商工労働部経営支援課に提出することができる。

令和2年11月27日

高知県知事 濱田 省司

1 届出の概要

- 届出者の名称
株式会社よどや 代表取締役 佐藤 文則
- 届出者の住所
高知市高須一丁目5番30号
- 大規模小売店舗の名称及び所在地
よどやドラッグ四万十渡川店
四万十市渡川三丁目67番地1

<p>(4) 変更した事項 大規模小売店舗の名称 （変更前）よどやドラッグ四万十店 （変更後）よどやドラッグ四万十渡川店</p> <p>(5) 変更年月日 令和2年10月1日</p> <p>(6) 変更理由 大規模小売店舗の名称を変更するため</p> <p>2 届出年月日 令和2年9月30日</p> <p>3 届出書及び添付書類の縦覧場所 高知県商工労働部経営支援課 四万十市役所</p> <p>4 意見書に記載すべき事項 (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 (2) 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革 (3) 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地 (4) 意見の内容</p> <p>高知県告示第913号 大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があつたので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり告示する。</p> <p>なお、法第8条第2項の規定により、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を述べようとする者は、4に掲げる事項を記載した書面をこの告示の日から4月以内に高知県商工労働部経営支援課に提出することができる。</p> <p>令和2年11月27日 高知県知事 濱田 省司</p> <p>1 届出の概要 (1) 届出者の名称 株式会社よどや 代表取締役 佐藤 文則 (2) 届出者の住所 高知市高須一丁目5番30号 (3) 大規模小売店舗の名称及び所在地 よどやドラッグ窪川古市店 高岡郡四万十町古市町66番1ほか (4) 変更した事項 大規模小売店舗の名称 （変更前）よどやドラッグ窪川店 （変更後）よどやドラッグ窪川古市店 (5) 変更年月日 令和2年10月1日</p>	<p>(6) 変更理由 大規模小売店舗の名称を変更するため</p> <p>2 届出年月日 令和2年9月30日</p> <p>3 届出書及び添付書類の縦覧場所 高知県商工労働部経営支援課 四万十町役場</p> <p>4 意見書に記載すべき事項 (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 (2) 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革 (3) 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地 (4) 意見の内容</p> <p>高知県告示第914号 大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があつたので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり告示する。</p> <p>なお、法第8条第2項の規定により、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を述べようとする者は、4に掲げる事項を記載した書面をこの告示の日から4月以内に高知県商工労働部経営支援課に提出することができる。</p> <p>令和2年11月27日 高知県知事 濱田 省司</p> <p>1 届出の概要 (1) 届出者の名称 株式会社よどや 代表取締役 佐藤 文則 (2) 届出者の住所 高知市高須一丁目5番30号 (3) 大規模小売店舗の名称及び所在地 よどやドラッグ幡多大方店 幡多郡黒潮町入野620番ほか (4) 変更した事項 大規模小売店舗の名称 （変更前）よどやドラッグ大方店 （変更後）よどやドラッグ幡多大方店 (5) 変更年月日 令和2年10月1日 (6) 変更理由 大規模小売店舗の名称を変更するため</p> <p>2 届出年月日 令和2年9月30日</p> <p>3 届出書及び添付書類の縦覧場所 高知県商工労働部経営支援課</p>	<p>黒潮町役場</p> <p>4 意見書に記載すべき事項 (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 (2) 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革 (3) 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地 (4) 意見の内容</p> <p>高知県告示第915号 農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があつたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。</p> <p>令和2年11月27日 高知県知事 濱田 省司</p> <p>1 保安林予定森林の所在場所 香美市物部町別府字八幡荒362の3</p> <p>2 指定の目的 水源の涵養</p> <p>3 指定施業要件 (1) 立木の伐採の方法 ア 次の森林については、主伐は、択伐による。 字八幡荒362の3（次の図に示す部分に限る。） イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。 ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。 （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び香美市役所に備え置いて縦覧に供する。）</p> <p>高知県告示第916号 農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があつたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。</p> <p>令和2年11月27日 高知県知事 濱田 省司</p> <p>1 保安林予定森林の所在場所 香美市物部町笹字タイナロ1684、1689の1</p> <p>2 指定の目的 土砂の流出の防備</p> <p>3 指定施業要件 (1) 立木の伐採の方法 ア 次の森林については、主伐は、択伐による。</p>
--	--	---

字タイナロ1684・1689の1（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び香美市役所に備え置いて縦覧に供する。)

高知県告示第917号
農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。
令和2年11月27日
高知県知事 濱田 省司

1 保安林予定森林の所在場所
安芸郡安田町小川字アセ谷709、710の2、字ヲリミチ722の1

2 指定の目的
土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字アセ谷709・710の2・字ヲリミチ722の1（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び安田町役場に備え置いて縦覧に供する。)

高知県告示第918号
農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。
令和2年11月27日

高知県知事 濱田 省司

1 保安林予定森林の所在場所
高岡郡四万十町七里字ケナロ乙1402の5、乙1402の6

2 指定の目的
水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び四万十町役場に備え置いて縦覧に供する。)

高知県告示第919号
農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。
令和2年11月27日
高知県知事 濱田 省司

1 保安林予定森林の所在場所
幡多郡大月町一切字ニリ堂214の4

2 指定の目的
土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字ニリ堂214の4（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び大月町役場に備え置いて縦覧に供する。)

高知県告示第920号
道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、令和2年11月27日から2週間高知県土木部道路課及び高知県安芸土木事務所において一般の縦覧に供する。
令和2年11月27日
高知県知事 濱田 省司

1 道路の種類 県道
2 路線名 安田東洋
3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
安芸郡北川村久木字久木日ノ地897番9から 安芸郡北川村久木字タカセ257番13まで	前	6.9 }	94
	後	16.1 }	94

高知県告示第921号
道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。
その関係図面は、令和2年11月27日から2週間高知県土木部道路課及び高知県安芸土木事務所において一般の縦覧に供する。
令和2年11月27日
高知県知事 濱田 省司

1 道路の種類 県道
2 路線名 船津野根
3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
安芸郡東洋町野根字マキノ上乙3116番1	前	8.7 }	6.0
	後	8.8 }	6.0

高知県告示第922号
道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。
その関係図面は、令和2年11月27日から2週間高知県土木部道

路課及び高知県高知土木事務所において一般の縦覧に供する。
令和2年11月27日

高知県知事 濱田 省司

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 甲殿弘岡上
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
高知市春野町森山字 スス亀2717番1から 高知市春野町森山字 同免2355番1まで	前	10.3 } 20.5	298
	後	10.3 } 17.2	

高知県告示第923号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、
道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、令和2年11月27日から2週間高知県土木部道
路課及び高知県中央西土木事務所において一般の縦覧に供する。
令和2年11月27日

高知県知事 濱田 省司

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 土佐伊野
- 3 道路の区域

供用開始区間	延 長 (メートル)	供用開始年月日
吾川郡いの町大内字宮ノ向 ヒ2306番4から 吾川郡いの町大内字寺屋敷 580番1まで	740	令和2年11月27 日

高知県告示第924号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、
道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、令和2年11月27日から2週間高知県土木部道
路課及び高知県高知土木事務所において一般の縦覧に供する。
令和2年11月27日

高知県知事 濱田 省司

- 1 道路の種類 県道

- 2 路線名 甲殿弘岡上
- 3 道路の区域

供用開始区間	延 長 (メートル)	供用開始年月日
高知市春野町森山字スス亀 2717番1から 高知市春野町森山字同免 2355番1まで	298	令和2年11月27 日

公 告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、
庄毛土地改良区から次のとおり退任及び就任した役員の届出
があった。

令和2年11月27日

高知県知事 濱田 省司

役名 氏 名 住 所

(退任)

- 理事 青木 正雄 室戸市吉良川町甲2156番地
- ” 岩川日出夫 ” ” 2861番地3
- ” 久保 利文 ” ” 3254番地2
- ” 佐藤 行宣 ” ” 2792番地
- ” 小松 弘之 ” 吉良川町乙3820番地
- ” 松本 悦郎 ” 吉良川町甲2840番地
- 監事 谷山 純一 ” 吉良川町乙3489番地2
- ” 井上 正司 ” 吉良川町甲2204番地
- ” 安岡 文男 ” ” 2343番地

(就任)

- 理事 青木 正雄 室戸市吉良川町甲2156番地
- ” 岩川日出夫 ” ” 2861番地3
- ” 久保 利文 ” ” 3254番地2
- ” 佐藤 行宣 ” ” 2792番地
- ” 小松 弘之 ” 吉良川町乙3820番地
- ” 松本 悦郎 ” 吉良川町甲2840番地
- 監事 谷山 純一 ” 吉良川町乙3489番地2
- ” 井上 正司 ” 吉良川町甲2204番地
- ” 安岡 文男 ” ” 2343番地

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、
開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告する。

令和2年11月27日

高知県知事 濱田 省司

許可番号	開発区域に含まれる 地域の名称	開発許可を受けた 者の住所及び氏名
令和2年8月7日 2高須土第1181号	(第1工区) 高岡郡中土佐町久 礼字ヒノ川口1708番1 ほか7筆	高岡郡中土佐町久 礼6602-2 中土佐町長 池田 洋光

公営企業局管理規程

高知県公営企業局職員の給与の支給等に関する規程の一部を改
正する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和2年11月27日

高知県公営企業局長 橋口 欣二

高知県公営企業局管理規程第12号

高知県公営企業局職員の給与の支給等に関する規程の一
部を改正する規程の一部を改正する規程

高知県公営企業局職員の給与の支給等に関する規程の一部を改
正する規程（令和2年高知県公営企業局管理規程第9号）の一部
を次のように改正する。

付則に見出し及び2項を加える改正規定中付則第15項第3号を
同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 患者等から採取した検体を直接取り扱う作業その他公営
企業局長がこれに準ずると認める作業 580円

付則に見出し及び2項を加える改正規定中「付則第15項」を
「付則第15項（第3号を除く。）」に改める。

附 則

この規程は、令和2年12月1日から施行する。

入 札 公 告

政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般
競争入札に付する。

令和2年11月27日

高知県公営企業局長 橋口 欣二

1 入札に付する事項

- (1) 購入物品の名称及び数量
多目的デジタルX線TVシステム 一式
- (2) 購入物品の特質等
入札説明書による。
- (3) 購入物品の納入期限
令和3年3月31日

<p>(4) 購入物品の納入場所 宿毛市山奈町芳奈3番地1 高知県立幡多けんみん病院</p> <p>(5) 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。</p> <p>2 入札参加資格 次に掲げる全ての要件を満たし、かつ、4の(3)により事前にこの入札公告に係る入札参加資格があることの確認を受けた者は、この一般競争入札に参加することができる。</p> <p>(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。</p> <p>(2) 高知県における「平成30～令和2年度競争入札参加資格者登録名簿（物品購入等関係）」に記載されている者であること。</p> <p>(3) この入札公告の日から入札の日までの間に、高知県物品購入等関係指名停止要領（平成7年12月高知県告示第638号）に基づく指名停止等の措置を受けていない者であること。</p> <p>(4) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第39条第1項の規定により高度管理医療機器等の販売業の許可を受けている者であること。</p> <p>(5) 4の(3)によりこの入札公告に係る入札参加資格があることの確認を受ける日から入札の日までの間に、平成30年度から平成32年度までに県が発注する物品の購入又はサービスの契約に係る一般競争入札又は指名競争入札の参加者の資格等（平成29年9月高知県告示第657号。以下「告示」という。）第1の2の(9)に該当し、告示第7の規定により入札参加資格の取消しを受けていないこと及び告示第1の2の(9)に該当しないこと。</p> <p>(6) (1)から(5)までに掲げるもののほか、入札説明書に示した入札参加資格要件を満たす者であること。</p> <p>3 契約条項を示す場所等</p> <p>(1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先 郵便番号788-0785 宿毛市山奈町芳奈3番地1 高知県立幡多けんみん病院経営事業部経営事業課 電話番号0880-66-2225</p>	<p>(2) 入札説明書の交付方法 令和2年11月27日（金）から同年12月11日（金）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後5時まで（午後零時から午後1時までの間を除く。）の間に(1)の交付場所にて交付する。</p> <p>(3) 入札及び開札の日時及び場所</p> <p>ア 日時 令和3年1月13日（水）午後2時 郵送による場合は、書留郵便によるものとし、令和3年1月12日（火）午後5時までに(1)の入札説明書の交付場所に必着すること。</p> <p>イ 場所 宿毛市山奈町芳奈3番地1 高知県立幡多けんみん病院3階小会議室</p> <p>4 その他</p> <p>(1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨</p> <p>(2) 入札保証金及び契約保証金 高知県公営企業局契約規程（昭和41年高知県企業局管理規程第5号。以下「契約規程」という。）第6条、第22条及び第23条の規定による。</p> <p>(3) 入札に参加を希望する者に求められる事項 この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書に示した入札参加資格要件を満たすことを証明する書類を令和2年12月11日午後5時までに3の(1)の入札説明書の交付場所に提出し、この一般競争入札に参加する資格があることの確認を受けなければならない。また、開札の日までの間に、高知県立幡多けんみん病院長から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。</p> <p>(4) 入札の無効 この入札公告に示した入札参加資格のない者がした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者がした入札その他契約規程第12条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。</p> <p>(5) 落札者の決定方法 契約規程第9条の規定により決定された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。ただし、落札者が、入札の日から契約を締結する日までの間に、告示第1の2の(9)に該当し、告示第7の規定により入札参加資格の取消しを受けたとき又は告示第1の2の(9)に該当したときは、当該落札者と契約を締結しないものとする。</p> <p>(6) 手続における交渉の有無 無</p> <p>(7) 契約書作成の要否</p>	<p>要</p> <p>(8) 資格審査に関する事項 2の(2)に掲げる入札参加資格要件を有しない者で、この一般競争入札に参加を希望するものは、高知県知事が定める申請書に必要書類を添えて、高知県会計管理局総務事務センターに提出すること。ただし、令和2年12月11日までに申請を行わなかったときは、この入札公告に係る入札参加資格が与えられない。また、同日までに申請を行った場合でも、申請書類に不備があるときは、この入札公告に係る入札参加資格が与えられないことがある。 なお、申請書を提出するときは、この入札公告の日、入札の件名及び入札の日時を当該申請書の欄外に朱書するとともに、当該事項を申し出ること。</p> <p>(9) 関連情報を入手するための照会窓口 3の(1)と同じ。</p> <p>(10) 詳細は、入札説明書による。</p> <p>5 Summary</p> <p>(1) Nature and quantity of the products to be procured: Multipurpose digital X-ray TV system 1 set</p> <p>(2) Deadline for the submission of documents to certify the qualification: 5:00 P.M. on Friday 11 December 2020</p> <p>(3) Date and time for tender (by hand): 2:00 P.M. on Wednesday 13 January 2021</p> <p>(4) Date and time for tender (by registered mail): To arrive by 5:00 P.M. on Tuesday 12 January 2021</p> <p>(5) Contact: Division of Management and Operations, Department of Management and Operations, Kochi Prefectural Hata Kenmin Hospital, 3-1 Yoshina Yamana-cho, Sukumo City, Kochi 788-0785 Japan Tel: 0880-66-2225</p> <p>(6) Others: As in the tender documentation</p> <p>----- 落 札 公 告 -----</p> <p>地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「政令」という。）第12条及び高知県特定調達契約事務取扱規則（平成7年高知県規則第125号）第8条の規定により、次のとおり落札者等について公告する。</p> <p>令和2年11月27日 高知県知事 濱田 省司</p> <p>1 落札に係る借入物品の名称及び数量 公開羅針盤V4ライセンス 一式</p> <p>2 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地</p>
--	--	---

高知県総務部情報政策課 高知市本町四丁目1番16号 高知
電気ビル別館7階

- 3 落札者を決定した日
令和2年10月19日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社高知電子計算センター 高知市本町四丁目1番16号
- 5 落札金額
月額 767,800円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 政令第6条の公告をした日
令和2年9月8日